

## 環境安全保健機構放射線管理部門動物実験内規

平成23年7月13日  
機 構 長 裁 定  
令和4年5月31日  
機構長裁定制定全部改正

第1条 この内規は、京都大学における動物実験の実施に関する規程（平成19年達示第72号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、京都大学環境安全保健機構放射線管理部門（以下「部門」という。）における動物実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 部門における動物実験の実施及び施設等の設置又は変更（以下「設置等」という。）の可否等の審査を行うため、部門に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 部門長
- (2) 部門の教授又は准教授 若干名
- (3) 部門の実験動物を取り扱う教員 若干名
- (4) 前号以外の部門の教員 若干名
- (5) その他部門長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第5号までの委員は、部門長が委嘱する。

3 第1項第2号から第5号までの委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は部門長をもってあてる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6条 環境安全保健機構長（以下「機構長」という。）は、第3条第1項第2号の委員のうちから京都大学動物実験委員会の委員の候補者を選任する。

第7条 機構長は、部門の教職員から規程第2条第8号の施設等管理者を選任する。

第8条 施設等を設置等する場合は、施設等管理者は、所定の様式により申請書を作成し、機構長に提出しなければならない。

2 機構長は、前項の申請書の提出があったときは、委員会の審査を経て、その結果を施設等管理者に通知するものとする。

3 施設等管理者は、施設等の設置について機構長の承認を得た後でなければ、当該施設等で飼養若しくは保管させ、又は動物実験を行わせることができない。

4 機構長は、承認した施設等の概要等を研究規範担当の理事（以下「担当理事」という。）に報告する。

第9条 施設等を廃止する場合は、施設等管理者は、所定の様式により機構長に届け出なければならない。

2 機構長は、前項の届出があったときは、当該施設等の廃止について担当理事に報告する。

第10条 動物実験責任者は、所定の様式により動物実験計画書を作成し、機構長に申請しなければならない。

2 機構長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、審査結果を動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について機構長の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。

4 機構長は、承認した実験計画を担当理事に報告しなければならない。

5 機構長は、動物実験委員会から規程第5条第3項の具申を受けた担当理事からの中止の命令があった場合は、速やかに動物実験責任者に通知し、動物実験の実施を中止させなければならない。

第11条 京都大学環境安全保健機構放射線管理部門放射線施設共同利用内規(平成23年4月7日機構長裁定。以下「共同利用内規」という。)による実験室共同利用において動物実験を実施する動物実験責任者は、所属する部局の長による動物実験計画書の承認を得た後、前条第1項の申請をしなければならない。

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により使用実験動物数、計画からの変更の有無等について機構長に報告しなければならない。

2 機構長は、前項の報告を担当理事に報告する。

第13条 機構長は実験動物の飼養、保管その他必要な事項を動物実験施設利用マニュアルとして定める。

2 機構長は、動物実験施設利用マニュアルに基づきオリエンテーションを実施する。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者(以下「動物実験実施者等」という。)は、前項のオリエンテーションを受講した後でなければ、部門における動物実験を実施することはできない。

4 前2項に定めるもののほか、オリエンテーションの実施に関し必要な事項は機構長が定める。

第14条 実験動物に放射性物質を投与する実験を行う動物実験実施者は、部門が実施する動物実験講習会を受講しなければならない。

2 前項の講習会の内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 放射性物質を投与する実験動物の安全な取扱いについて

(2) 放射性物質を投与した実験動物の飼養及び保管について

(3) 実験終了後の動物死体等の処理方法について

(4) 記帳及び記録について

(5) 関係法令、部門の内規等について

3 第1項の動物実験実施者等は、講習会を部門において初めて実験動物に放射性物質を投与する実験を行う前に受講しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、講習会の実施に関し必要な事項は部門長が定める。

第15条 機構長は動物実験実施者等がこの内規、動物実験施設利用マニュアル等を遵守しない場合は、部門における動物実験を禁止することがある。

第16条 機構長は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、所定の様式により年度ごとに担当理事に報告する。

第17条 機構長は、規程第21条による危害防止のための措置を別に定める。

第18条 機構長は、規程第22条による緊急時の対応についての計画を別に定め、部門長を通じて関係者に周知する。

2 機構長は、規程第22条の2第2項による人と動物の共通感染症の発生時における連絡体制を整備する。

第19条 機構長は、規程第23条の教育訓練を実施する。

2 前項の教育訓練は、本学のe-learningシステムを利用したオンデマンド講習会による受講を認めるものとする。

第20条 機構長は、規程第24条第1項による自己点検・評価を行い、その結果を担当理事に報告する。

第21条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て、機構長が定める。

#### 附 則

この内規は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。